

事 務 連 絡  
令和 5 年 2 月 13 日

各都道府県衛生主管部（局）  
がん対策主管課 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

公衆浴場等における入浴着を着用した入浴等への理解の促進について（周知）

がん対策の推進につきまして、日頃より御協力いただき感謝申し上げます。

厚生労働省では、爪、皮膚障害、あるいは脱毛、がん治療のための乳房切除など、がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化は、がん患者の社会生活に大きく影響することから、アピアランスケアに関する支援は重要と考えております。第3期がん対策推進基本計画においても、アピアランスケアを含む「がんと共生」は3つの柱の1つと位置づけており、がん患者等の生活の質の向上を目指し、関係機関と連携した相談支援及び情報提供等に取り組んできました。

これまで、乳がん等の患者および経験者の方が入浴時着用する入浴着等に関しては、「公衆浴場における入浴着を着用した入浴等への理解の促進について（周知）」（平成30年6月28日厚生労働省健康局がん・疾病対策課事務連絡）等により理解を促進し、不当な理由による入浴拒否が生じないように、周知徹底をお願いしてきました。

今般、公衆浴場における乳がん患者の入浴着を着用した入浴について、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課が自治体及び事業者対象に行った調査によると、都道府県等において事業者等への周知を行っていないという回答や、事業者において入浴着を着用した入浴を認めていないという回答が見られたことから、生活衛生課より、各都道府県、保健所設置市、特別区的生活衛生担当課に対して、別紙のとおり改めて周知されていますので、ご連絡いたします。

貴課におかれましては、その趣旨をご理解いただくとともに、貴管内の市区町村、がん診療連携拠点病院等、関係機関等に対する周知に御協力いただきますよう、特段のご配慮をよろしくお願いいたします。また、がん患者の生活の質の向上のため、生活衛生担当課と協力のうえ、公衆浴場等において入浴着を着用した方の入浴等について一層の理解が得られますよう、周知いただきますようよろしくお願いいたします。

(別紙) 公衆浴場等における入浴着を着用した入浴等への理解の促進について  
(周知方依頼) (令和5年2月13日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務  
連絡)

(別添1) 「公衆浴場法及び旅館業法の適用を受ける入浴施設における入浴着を  
着用した入浴に係る調査」結果概要

(別添2) 入浴着理解促進ポスター (厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課作  
成)